

新型コロナウイルス感染症対策

雇用調整助成金申請費用補助金について



新型コロナウイルス感染症の影響で、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する「雇用調整助成金」を、社会保険労務士等に依頼し申請した際の申請費用の一部を町が補助することにより、町内事業者の事業活動及び雇用の継続を支援します。

- 支給金額 申請対象経費の2分の1とし、上限額10万円とする。
- 支給対象者 町内に所在し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼して行った中小企業等の事業主。
※鏡石町内に店舗のない事業者を除く。
- 申請方法 町ホームページから申請書をダウンロードして記入し、郵送または持参にて町産業課に申請（添付書類等は町ホームページをご確認ください）。
- 申請期限 令和3年3月26日(金)まで
- 問い合わせ 町産業課 ☎62-2118



鏡石町ふるさと学生応援事業について

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、帰省等の自粛や経済的に厳しい環境にある中で不安を感じている鏡石町出身の学生に対し、地域の産品を送ることでその生活を応援します。

- 応援品 福島牛500g及び「牧場のしずく(米)」5kg 1セット
- 支給対象者 次の項目の全てに該当する方が対象となります。
①平成14年4月1日以前に生まれた方
②令和3年1月1日現在において、大学、短期大学、大学院、専門学校、高等専門学校、専修学校に在学中の学生であること。
③本人が鏡石町出身で、鏡石町に住所を有している方、または住所を有していたことがある方
- 申請方法 申請することができる方は、本人または本人の保護者等です。町公民館、役場窓口等備え付けの申請書を使用するか、町ホームページから申請書をダウンロードし、学生証の写し、または在学証明書等、在学していることが確認できる書類を添付してください。なお、町ホームページから申請することも可能です。
- 申請受付 令和3年3月1日(月)まで
〒969-0404 鏡石町旭町159 鏡石町教育委員会 ふるさと学生応援事業担当宛
- その他 ・応援品は1人につき1回限りの申請です。
・「牧場のしずく(米)」が予定数量に達した場合は、福島県産コシヒカリを発送します。
・海外への応援品の発送はできません。
・申請受付後、順次応援品を発送します。
- 問い合わせ 町教育委員会 教育グループ ☎62-3459



鏡石町プレミアム商品券（飲食店専用券）

使用有効期限の延長について

飲食店専用プレミアム商品券の使用有効期限は、令和3年2月28日(日)までとなっておりますが、国や県による不要不急の外出自粛要請を踏まえ、新たな商品券との交換を行うことにより有効期限の延長（使用有効期限：5月末まで）を行います。

現在お持ちの商品券は法律上、そのまま期限を延長しての使用はできません。

商品券の期限延長には、現在の商品券と新たな商品券との交換が必要となりますので、お手数ですが未使用の飲食店専用券を持参の上、町商工会にて交換の手続きを行ってください。

交換日時：令和3年2月8日(月)～2月26日(金) 平日9時～18時

(休日特別交換日 2月20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日) 9時～15時)

なお、一般店舗用プレミアム商品券の使用有効期限は令和3年2月28日(日)までとなっております。

一般店舗用商品券の期限延長は行いません。使用有効期限を過ぎた商品券は無効となり、使用できなくなります。また、使用されていない商品券の払い戻しもできませんので、2月28日(日)までに忘れずに取扱店にてご使用ください。詳しくは町商工会（☎62-2340）までお問い合わせください。

町内の飲食業・観光関連業の皆様へ

鏡石町新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

飲食業等事業継続緊急支援給付金の給付について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国のGo Toキャンペーンの停止、国や県の外出自粛要請及び飲食店の時間短縮営業等により売上げが急減し、経済的打撃を受けた町内の飲食店等に対して、今後の運転経費の一部を給付し事業継続を促すため、事業継続緊急支援給付金を給付します。

- 給付要件 鏡石町内に店舗を構えて飲食業または観光関連業を営む事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年1月の売上げが前年同月または令和2年10月から同年12月のうちのひと月との対比で**30%以上減収**した者（なお、飲食業を営む者にあつては、原材料等の調達について町内業者の活用への協力及び新たなテイクアウト商品の考案に努めること）
- 対象者 給付要件にある減収のある者で、次のいずれかの者
ア 県の時短営業要請の対象となる飲食業を営む者（10万円）
イ 県の時短営業要請の対象とならない飲食業を営む者（20万円）
ウ 観光関連業を営む者（20万円）
- 申請方法 申請書に記入の上、鏡石町商工会に申請する（郵送可）
- 申請期限 令和3年3月1日(月)まで ※当日消印有効
- 申請先及び問い合わせ先 町商工会 〒969-0404 鏡石町中央245 ☎62-2340（平日9時～16時）

